

## 後進国の経済発展に関する覚書

— 国連の見方を中心に —

深 澤 八 郎

が出た後に後進国の経済発展に関して多数の論文・著作が発表されているので、これらと□述の報告との関連、それらの中での国連の報告の意義あるいは地位をもあわせて考えてみよう。

X

X

X

国連のこの報告の内容を要約すればはば次の如くである。

—

この報告の作成者達に委嘱された課題は、後進国における完全雇傭達成のための対策如何、という問題であつた。これに対する解答は、後進国における広汎な農村潜在失業(“disguised unemployment”)、及び先進国以上に大きな技術的失業(“technical unemployment”)が予想されること、の二点からしてその対策は「急速な経済発展」にあるといふのである。「急速な経済発展」といふ場合、その内容は後進国における農業生産性の向上、工業化、それによる一人当り国民所得の増加、福祉の向上と考えられる。なお「後進国」とは、便宜的に一人当り国民所得が欧米諸国(≡先進国)に比較して低い国とされ、先進国の一人当り国民所得と後進国のそれとの間に見られる開きを幾何でも小さくするために後進国のそれを少くとも年二%増加(人口増加を計算に入れて)させる程度に「急速に」経済発展を進めるべきであるとす。

二

戦後、後進国の経済発展に関して、世界各国の政治家、経済学者あるいは実業家達によつてそれぞれの立場、利害関係を異にするにしたがつて多様な見解が示されてきた。それらを組織的に整理してみることが後進国に関する種々の問題を考える場合に有益なことは言うまでもないであろう。そのための一つの手がかりとして、ここでは「後進国の経済発展に関する暫期的な報告」とさへいわれた国連の報告、すなわち“Measures for the Economic Development of Under-Developed Countries,” Report by a Group of Experts appointed by the Secretary-General of the United Nations, May 1951. に基づいて、その中に述べられた見解を一応整理して問題を明らかにしておきたい。さらにこの報告

▲海外ノート▼

後進国の経済発展に関する覚書—国連の見方を中心に—

かくてこの報告の主題は、このような「急速な経済発展」を進めるための方法如何という問題に移る。それは次のように考えられている。

まず、経済発展の過程をスムーズに進行させるためには、それに必要な環境を創らねばならない。すなわち後進国に通有な旧い社会・政治的諸制度の改革、それによる民衆の経済発展への意欲を刺戟することが必要である。

かかる前提条件が整備された場合に、経済発展の過程は技術の進歩と投資によつて進められるであろう。そこで問題は、新しい技術をいかにして導入・進歩させるか、さらに投資をいかに促進するか（また資本をいかに調達するか）、ということである。

かくて後進国の経済発展を進める方法あるいはその場合の問題は三つ、すなわち

- 1、経済発展を円滑に進ませるような社会・政治的環境を創ること、
  - 2、新技術の導入、
  - 3、資本形成および投資の問題、
- とならう。

さらに右の三つの方法あるいは問題に関して、また急速且つ効果的に進める上に、政府の指導的役割は非常に大きいと考えられる。従つてこの報告では右の問題を考察するに當つて、政府のと

るべき対策および政府と私企業との役割の分担に大きな関心を払っている。いわば「混合経済」(“mixed economy”)体制の下での経済発展をいかに進めるべきかという問題に対して、特殊の

に後進国の場合について考察しているとも見られよう。

以下、この三つの問題について見よう。

(1) 経済発展の前提条件。——後進国では一般に旧い社会・政治・政治体制(大家族制、封建的土地所有関係、少数特権階級の政治的支配・経済的独占)が維持され、また旧い迷信・宗教・世界観が民衆の間に流布し、それらが経済発展の阻害条件となつている。これを打破ることによつて、生産諸要素の可動性を増し、富および所得の再分配・均等化を促し、また経済的意欲を刺戟することは、経済発展を円滑に進めるための前提条件である。かかる旧制度の打破は一面で法制的措置(例えば農地改革立法)によつて強力に行うとともに、他面では教育・啓蒙宣伝によつて科学的な考え方を民衆に浸透させてゆかねばならないというのである。

(2) 新技術の導入。——後進国では過去数世紀以来、生産技術の進歩は殆んど行われず、また近代的科学技術の導入もごく一部に限られていた。したがつて近代的技術の導入は、それに有利な諸条件が整えられれば比較的容易に行われ、しかも生産性を著しく上げうるであろう。(とくに農業においては比較的簡單で資本も少

くてすむような技術——改良種子・耕作法改良など——の導入によつて生産性を短期間に相当大きく上げうる。

しかし新技術の導入には困難な側面がある。すなわち民衆の一般的・技術的教育の欠如、新技術導入の経済的刺戟の欠如(制度的制約)、資本の不足、さらにまた後進国の実状に適した技術あるいは資本節約的技術を先進国に直ちに求め難いこと、技術者の不足など。これに対処する方法は、直接的には技術・一般教育、大衆教育(普及事業)の強化である。

(4)資本形成と投資の問題。——これは、経済発展に要する資本をいかにして調達するか(国内貯蓄の増加と外資獲得)、また資源配分をいかにするか(とくに投資の方向と量をいかに決定すべきか)という問題である。

a、まず最初の問題について。国内の資本形成は何よりもまず国内の貯蓄増加によるべきであるとし、その方法として次の五点をあげる。

後進国では貯蓄機関が不備であるから、その整備とくに小額貯蓄取のため組合・郵便貯金の奨励。さらに金融機関の統制による投資規制。

課税による強制貯蓄。累進的所得税・奢侈品に対する消費税・独占的企業に対する重税など。要するに消費水準の上昇を所得水準の上昇以下におさえ、また発展過程に生ずる所得分配の不平等

を抑えること。

農村における遊休労働力を公共事業その他に利用して実物資本の形成をはかること。

政府が輸出入管理、関税賦課あるいは輸出入公社経営により、その利益の一部を資本形成にふり向けること。

自発的貯蓄および課税以外なおインフレーションによる強制貯蓄が考えられるが、これは後進国では生産の増大が購買力増大に対して先進国の場合ほど速に反応しえないからインフレを激化し貯蓄に阻止的作用をもつとして、この報告では反対している。

後進国ではこのようにして国内貯蓄の増大がはかられたとしても、通常その貯蓄率は国民所得の五・六％程度にすぎないと推定される。しかしこの貯蓄率をもつては、後進国に見られる増加人口(年一・五％)に対して準備すべき必要資本にも足りないという。この報告で期待される経済発展すなわち国民所得年二％の増加をもたらすために、年々農業部門から非農業部門に一％ずつ人口を移転し、また農業生産性を向上するに必要な経費を基礎として、必要資本総額を計算すると年一九〇億ドルと推算される。このうち国内貯蓄でまかないうる部分は僅か五〇億ドルにすぎず、残余の一〇〇一四〇億ドルは外国資本にまたれば所期の経済発展率を達成しえないという計算になる。しかし現在の後進諸国への外資の流入は年一〇億ドル程度にすぎない。これでは右の計算

を基礎とすれば後進国の経済発展は僅かに国民所得年〇・七五%の増加に止まり、人口増加を考慮すれば現在の所得水準を維持するにも足りないことになるという。

かくて、後進国の経済発展のためには外国資本の必要なことは明らかであるが、これを民間外資に期待することは困難であるから、政府間贈与による外資導入の途を開き、これを社会的諸サーピス・外部経済の整備にあて、漸次に民間投資の促進をはかるべきであるとしている。そしてこのためには贈与を行う権限をもちその監査を行う国際的機関（"International Development Authority"）を設けるべきであるとする。

b、次に資源配分の問題に移らう。私企業の場合に資源配分を支配する原則は限界生産性均等の法則であるが、この報告では「混合経済」を前提としており、また後進国の急速な経済発展を實現する場合には、大規模な経済的変革が行われることを予想していることからして、資源配分とくに投資の方向および量を決定する基準は、限界生産性均等の法則あるいは価格の自動的調整機能に全面的には拠りえないと考える。その場合資源配分の基準は非常に測定困難なものとなるわけであるが、この報告では質的考慮（あるいは基準）として次の五つの選択的指標を提起する。そしてそれらにより資源配分の大体の方向乃至量を定め、試行錯誤的に調整することを提案している。五つの指標とは次の如

きものである。

- (イ) 消費と投資、
- (ロ) 人的投資と物的投資、
- (ハ) 公共事業とその他の生産的事業、
- (ニ) アウタルキーと外国貿易、
- (ホ) 工業と農業、

すなわちこれらの間の相対的重要性を後進国の実状に応じて考慮し、適切な資源配分を行うべきであるというのである。

(イ)については、投資は消費の最低水準を維持しうる限度内で可及的に大きくすべきであると。

(ロ)は言いかえれば、社会的諸サーピスにどの程度投資すべきかという問題であり、またかかる投資が資本形成を阻げ、ひいては経済発展をおくらせるかという点に関する。社会的諸サーピス（例えば教育・公衆衛生施設・農業普及事業など）への投資は、資本形成に阻止的作用をもつ場合もあるが、むしろかかる投資は人間への投資であつて生産性を上昇させる結果をもち、また財およびサーピスの流れを増大させる効果をもつ。したがつて後進国の経済発展計画においてはかかる人的投資に相当大きな比重を与えるべきであると。

(ハ)については、後進国では概して運輸・通信機関、水利、動力などの基礎的公共設備が整備していないために、他の直接的生産

活動が發展しえない場合が多い。したがつてかかる公せよ業への投資は他の生産的事業を發展させ、また一層生産的ならしめる前提として重視すべきである。またかかる公共事業の実施に當つては大規模なもののみでなく、小規模な村落単位程度のものも重視してそれらには地方の遊休労働力・資材を利用すべきである。

(二)については、アウタルキーに対する批判は、比較生産費のみを限地として行ふべきではないとし、むしろ国内雇傭の増大、幼稚産業の保護、後進国における輸出品(第一次生産物)と輸入品(工業製品)の相対価格が、輸出品に不利(すなわち交易条件が後進国側に不利)に動いてきたこと及びその価格變動の比較的に大きなことなどからして、後進国が多少ともアウタルキー的政策あるいは経済の多角化をえらぶことは当然の成行であるとする。また急速な経済發展の過程においては、外国貿易の型が變つてき輸入増大を見ることがあるが、この場合に外貨の獲得あるいは外貨節約産業の促進に重点をおくべきである。發展の初期には外国貿易はむしろ拡大することがあるが、これによつて経済發展が阻止されるとは考えられない。その場合資源の配分が国内向産業・輸出向産業の何れにあらうと、それらの限界生産性が等しい限り問題はなかと考えられる。

最後に尙の問題は工業化のそれであるが、右の外国貿易について言われたところから工業化を促進すべきであるとする。さらに

#### ▲海外ノート▼

後進国の経済發展に関する覺書——國連の見方を中心に——

工業化促進の理由として、欧米先進国の經濟發展の歴史からも農業の工業国化プロセスを当然のことと考へる。しかし後進国には二つの型がある。すなわち農村に過剰労働力の広汎に存在する場合(例えばアジアの後進諸国)とそうでない場合(例えばラテン・アメリカ諸国)。前者の場合にはその過剰労働力を非農業部門に移すことによつて農業生産性の低下を惹起さないばかりでなく、かえつてそのことにより農業生産の近代化・生産性向上への道が開かれるから、まず工業化を先行さすべきである。後者の場合には逆に農業の近代化を先に行ふべきであるとする。工業化の方向・速度を決定する要因は労働力のみでなく技術・資本・原料資源・比較的有利性の如何などにもあることもちろんであるが、それらの考慮の上に実状に適した判断がなされるべきである。しかし概して重工業の建設よりは軽工業の發展にまず重点をおくべきであるとする。また工業化のみを重視すべきではなく、農業との均衡のとれた發展を計画すべきである。

おわりに、「混合経済」体制における重要な問題として、私企業および政府の經濟活動の分担基準についてこの報告に言われている点を付け加えておこう。

經濟活動に直接・間接に関係する諸部門のうち、政府の担当すべきものとしては、

(1) 私企業では十分に遂行しえないもの、すなわち教育・衛生・運輸通信機関・新工業・金融機関。

(2) 私企業でもよいが公共政策上政府が担当することが望ましいもの、すなわち防衛産業・重工業など。

(3) 私企業部門の中に含まれている機能であつても、経済活動全般に大きな刺戟的影響をもつもの、例えば調査研究実験、普及事業、協同組合育成など。

要するに社会的諸サービス、基礎的公共事業、普及事業の如く、私企業・経済全般の発展に役立つような「外部経済の整備」、さらに私企業で行いえないものを重点的に政府が行うべきであることが望ましいもの、政治的・社会的見地から政府が担当することが望ましいものを重点的に政府が行うべきであるという。しかし具体的に個々の部門あるいは機能については確定的には決めがたい。

以上、国連の報告の内容をやや問題中心に概括してきたが、今一度それらの問題を列挙して要約にかえよう。

(1) 後進国の経済発展は、政府の指導下に「混合経済」体制によつて行うべきであると考えられる。

(2) その場合における経済発展のための方法あるいは問題は次の如くである。

a、経済発展の前提条件として社会的・政治的環境を創ること

(その方法は教育と法制的措置)。

b、新技術の導入(その場合技術・一般教育が必要)。

c、資本形成(調達)の方法と資源配分の基準。この場合資本形成については政府の貿易・外貨コントロールの利用および農村潜在失業の利用を考えている点に注目されよう。また資源配分の問題については「外部経済」および社会的諸サービス事業(social overhead capital)の整備を重視している点は重要である。

〔なお、人口問題についてこの報告ではふれているが、ここでは省略する。〕

右の諸点については、この報告の出る以前にも断片的にはすでに他の人々によつて言及されてきたが、後進国の経済発展に関する重要な問題をこのように包括的な形で提起したものはこの報告が最初のものではないかと思われる。個々の問題への接近の仕方、また全体としてやや雑然としている点に憾みをもつが、この報告書そのものがきわめて小冊(九五頁)であり、その中に理論的にも、実際的にも重要な多くの問題を盛っているから個々の問題について十分に論じえないこと、さらにこの報告の作成者達がたんに理論的立場を異にするのみでなく、また夫々の代表する諸国(例えば先進国と後進国)の政治・経済的立場の相異からも、報告作成に当つて見解の妥協を余儀なくされた事情、を考えるな

らばかかる欠点はやむをえないであらう。

むしろわれわれはこの報告によつて、後進国の経済発展に関する重要な諸問題を全体的な視野において把える端緒を与えられたこと、さらに個々の問題の取扱い方についても興味ある見解を示されたことに注目すべきであらう。

後進国の経済発展に関する見解は、国連のその後の出版物によつても個々の問題、あるいは全体的な発展方策について次第に変化あるいは展開されているから、この報告書だけによつて直ちに「国連の見解」を云々することは許されないが、右のような意味では充分な注意を払わねばならないであらう。

また国連以外の人々によつても後進国の経済発展に関しては多数の論著が発表されているが、それらを国連のこの報告に提起された諸問題について個別的に展開・掘下げたものとして——もちろんその問題把握、理論的接近方法あるいは結論において国連のそれと同一ではないが——、あるいは国連のこの報告そのものに対する直接的批判として、国連のこの報告と関連させて見る時、われわれは問題を二層明確に理解しようるのではないだろうか。若干の例を上げれば、社会的・政治的前提条件および技術に関する問題についてはB・F・ホズリット編『後進地域の発展』(Bart F. Hoselitz, F. ed. by: *The Progress of Underdeveloped Areas* Chicago, 1952.)に見られる諸見解——これは国連の報告とは立場

・方法を全く異にするが。

資本形成に関するR・ヌルケの論著(R. Nurkse: *Problems of Capital Formation in Underdeveloped Countries*, Oxford, 1953.)や「Some International Aspects of the Problem of Economic Development」(*Amer. Econ. Review*, May, 1953.)。

外国貿易・工業化に関するJ・ヴィンナーの著書(Jacob Viner: *International Trade and Economic Development*, Oxford, 1953.)。外部経済に関するH・アドラーの論文(John H. Adler: "The Fiscal and Monetary Implementation of Development Programs," in *Amer. Econ. Review*, May, 1952.)

シンガーの見解(H. W. Singer: "Development Projects as part of National Development Programmes," in "Formulation & Economic Appraisal of Development Projects" by U. N., 1951.)。

工業化・外資の問題に関するH・W・シンガーの論文(H. W. Singer: "The mechanics of Economic Development" in *The Indian Econ. Review*, vol 1 No.2, Aug., 1952.)。

これらは何れも国連のこの報告に提起された諸問題の展開乃至批判として考え合せてみる必要があるであらう。

また国連の報告に対する直接的批判としては、この報告書の作成者の一人であるD・R・ガドギルの批判によつて報告作成過程

における理論的対立—先進国後進国間の利害關係の対立を明瞭に知らしむ。(D. R. Gadgil : "Economic Development in India," in *"India Quarterly"*, April-June, 1952) 和文と同じく報告作成者の一人 W. ヨーサー・ルイスの S. H. フランケルに対する反響 (W. Arthur Lewis : "United Nations Primer for Development: Comment," in *Quarterly Journal of Economics*, May, 1953.)、ライオン・L. フランケルの批評 (Raymond F. Mikesell : "Economic Doctrines Reflected in U. N. Reports," in *Amer. Econ. Review*, May, 1954.) はこの報告の性格を明瞭に知らしむ。

またの H. フランケルおよび H. ミントの国連の報告に対する批判は、対照的に異なる立場からする批判として注目すべきものである。(S. H. Frankel : *The Economic Impact on Underdeveloped Societies*, Oxford, 1953. H. Myint : "An Interpretation of Economic Backwardness," in *Oxford Economic Papers*, June, 1954.)

社会主義的計画経済の見地から後進国の経済発展に関して論じたものとしては、M. ドロップの見解が発表されているが、それが一面に於いて国連のこの報告の見解とよく一致している点は興味深い。(Maurice Dobb : *Some Aspects of Economic Development*, Delhi 1951.)

後進国自体の人々によつては、この問題あるいは国連の報告に対する見解が示されていないようである。(わずかにインドの V. K. R. V. ラオ、および前掲 D. R. ガドギルの諸論文を見らるべきなり。V. K. R. V. Rao : Investment, Income and the Multiplier in an Underdeveloped Economy," *The Indian Econ. Review* vol. 1, No 1, 1952. その他。D. R. ガドギル前掲論文その他)。